



## 「消費者被害防止出前講座」のご案内

～悪質商法や振り込め詐欺の手口を知って被害防止！NO～

道内でSNSをきっかけとした投資詐欺やロマンス詐欺など、「特殊詐欺」の被害が後を絶ちません。

今年度、当センターに寄せられた消費者相談件数は10月末現在101件で、その内容は、昨年に引き続きSNSをきっかけとした「定期購入」契約によるトラブルが上位を占めています。

その他、光回線等の通信サービス関連のトラブルや通信販売業者を装った「フィッシング詐欺」や「偽サイト」など、詐欺的な相談も増加傾向にあります。

悪質商法や振り込め詐欺の手口を知り、被害を未然に防ぐことが重要です。

当センターでは、1市4町の住民の方から寄せられた相談事例をもとに、対処法や地域の見守り方法などを、消費生活相談員が分かりやすく説明する「消費者被害防止出前講座」を実施していますので、グループ・団体で、お申し込みください。

### 「訪問販売お断り」ステッカーで、悪質な訪問販売を拒絶しよう！



当センターでは、悪質な訪問販売に対して、訪問を拒絶する意思表示をするものとして、「訪問販売お断り！」ステッカーを作成しました。

このステッカーを貼ることで、悪質な訪問販売を拒絶していることとなりますが、それでもしつこく勧誘してくる場合には、口頭で「いりません」とキッパリ断って下さい。

このような事業者の勧誘行為は、北海道消費生活条例の「不当な取引行為」に該当しますので、当センターにご連絡ください。

玄関先に貼りましょう

## 訪問販売 お断り!!



このステッカーを無視して勧誘を行った場合は、北海道消費生活条例等の違反となります。

電話付近に貼りましょう

被害に遭った！  
不審な勧誘を受けた！  
そんな時には相談、情報提供を！

◆ 深川地域消費者センター  
☎0164-26-2210

◆ 深川警察署  
☎0164-23-0110

深川地域消費者被害防止ネットワーク

ステッカーは出前講座を受講された方に配布しています。(枚数に限りがあります)

#### ※フィッシング詐欺

クレジット会社や大手有名企業名を詐称し、偽の電子メールを送り付け、クレジット番号・ID・パスワード・銀行口座等の個人情報を搾取する手口

## 深川地域消費者センター

## ☎0164-26-2210

相談受付時間 午前10時～午後4時（土・日・祝日・年末年始を除く）

# NTTや総務省を名乗る請求に気を付けて！！

## ⚠️ まったく根拠のない架空請求が横行しています！

### 相談事例① 60歳代 女性

電話会社のNTTファイナンスを名乗り、固定電話に着信があった。電話に出ると突然音声ガイダンスが流れ「1年間電話料金が未納となっています。期限までに支払わなければ、法的手続きを取ります。」とのメッセージがあり、詐欺だと思い電話を切った。



### 相談事例② 40歳代 男性

電力会社を名乗り、電気料金を請求するメールが届いた。「未納金を支払期限までに至急お支払いください。万一、支払期限を過ぎると、サービスのご供給を停止致します。」と記載があり、その下に「支払い詳細」と書かれたURLが添付されている。請求があった電力会社と契約していないのでタップはしていない。

### 相談事例③ 60歳代 男性

固定電話に、総務省電波審議会を名乗り「2時間後に全ての電話が繋がらなくなります。」と留守電が入っていた。着信の番号に電話してみると、「1番を押すとオペレーターに繋がります。」と自動音声 flowed, so 1番を選択すると電話が切れた。詐欺だと思うので情報提供する。

## ▶ 利用していなければ連絡はしない

- ・ 架空請求は、消費者の情報を完全に特定して送られているわけではありません。
- ・ 請求に心当たりがなければ、決して相手に連絡してはいけません。連絡してしまうと個人情報が知られ、その情報を元に金銭を要求される可能性があります。非通知や、知らない番号からの電話には出ない・話しを聞かない・かけ直さないを心掛けましょう。
- ・ 事例②については、メールの場合、フィッシング詐欺に繋がる可能性もあるので、添付されているURLは開かず、事業者の公式サイトからアクセスしてください。

📣 ひとつ！  
アドバイス

## ▶ 証拠は保管しておく

架空請求の請求手段は、電話・ハガキ・メール・SMS(ショートメッセージ)など様々です。今後、何らかのアクションが悪質事業者からあるかもしれないので、証拠は保管しておきましょう。

## ▶ 不審に思ったらすぐに消費者センターに相談しましょう！！



イラスト：「消費者庁イラスト集」より